

既設設備を切り替えて給水装置として  
再使用する場合の確認書

(あて先) 新潟市水道事業管理者

(申請者) 住 所

氏 名

印

申請にあたり、既設設備を直結給水装置に切替える場合、以下について承諾したことを確認します。

1 既設設備の確認

既設設備の再利用に際しては、申請者及び契約した指定給水装置工事事業者において使用されている材料、給水器具について十分な調査を行い「給水装置の構造及び材質の基準」(平成9年3月19日厚生省令第14号)に適合していない材料については、取り替えます。

2 工事完了後の漏水、水質について

既設設備の使用による漏水事故、また既設設備に起因する水質について問題が生じた場合は申請者の責任において解決し、水道局の指示に従い速やかに改善を行います。

3 継承について

所有者を変更した場合は、上記第2項を継承します。